

令和6年4月1日(月) No. 0029		発行：社会福祉法人 C I J 福 祉 会 法人本部 中山
-----------------------------	--	-------------------------------------

【職員の皆様にお知らせ】

○国は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。

○介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

○対象期間 **令和6年2月～5月分**の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）という決定があり、高知県から補助金の申請を行うように通知があり、令和6年4月1日に申請を行いました。

○上記の取り扱いをもとに試算した結果、令和6年2月分から5月分までの賃上げは、「※（介護職員処遇改善支援手当）」として支給を行い、6月以降は基本給の上乗せによって賃上げを行うこととしましたのでお知らせします。

○支給額は、週40時間勤務の介護職員で3,800円/月

その他職員で2,000円/月

2月から4月分は、5月給与で支給します。3,800円×3月=11,400円

2,000円×3月=6,000円

5月分は、6月支給で、それぞれ3,800円と2,000円です。

※法人：給与規程運用指針（介護職員処遇改善支援手当）

第7条 介護職員処遇改善支援手当は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員処遇改善支援補助金によって介護職員等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として交付される。

2 交付期間は令和6年2月から5月までの間であることから、この期間に限り、処遇改善支援手当として支給する。

【基本給の賃上げ】

○**令和6年6月以降**は、1、介護職員処遇改善加算、2、介護職員等特定処遇改善加算、3、介護職員等ベースアップ等支援加算の合計額にさらに賃上げに要する費用が加算額として加わり、新しい「介護職員等処遇改善加算」に一本化されたものが給付されることになりました。

○この新しい「介護職員等処遇改善加算」は、原則として基本給の賃上げに用いることとされており、法人では、年間支給額を推計したうえで、週40時間勤務の介護職員で、7,600円、その他職員で、5,000円、時間給職員で、1時間50円の賃上げを行うこととしましたので、お知らせします。

（例）月給180,000円の介護職員⇒187,600円（5,500円のベースアップ加算はなくなります。）

月給200,000円のお他職員⇒205,000円（3,000円のベースアップ加算はなくなります。）

なお、賃上げ分の7,600円、5,000円等は、賞与及び時間外勤務手当に反映されます。

○週20時間～40時間未満の勤務者は、上記金額をもとに調整します。

○居宅介護支援事業所桂浜、長浜・御豊瀬・浦戸地域包括支援センターの職員は別途検討しています。

○なお、これまで賞与と同時に支給していた処遇改善加算と特定処遇改善加算の名称はなくなりますが、新しい「介護職員等処遇改善加算」の一部を活用して、原則これまでどおりの支給は継続します。

○54歳までの職員には、通常の昇給（1,000円～2,400円）はこれまでどおりあります。